

**(仮称) 港区立科学館プラネタリウム機器等製造業務  
プロポーザル実施要項**

平成29年6月

港 区

## 1 本プロポーザルの趣旨

港区教育委員会は、平成32年4月の開設をめざし、国との合同PFI事業により虎ノ門三丁目に整備を進めている「気象庁虎ノ門庁舎（仮称）及び港区立教育センター」の複合施設内に設置する（仮称）港区立科学館（以下「科学館」という。）において、プラネタリウムを導入することとしている。

科学館は、以下の3つを目的として運営する。

- ①学校の学びの補充・展開の場
- ②子どもたちが科学の楽しさを発見できる場
- ③大人たちを科学の世界へ誘う場

これらの目的を十分に達成するとともに、子どもたちが夢を育み、また、多くの大人にとっても魅力ある施設となるよう、臨場感と迫力のあるプラネタリウム投影システムを整備するため、公募型プロポーザル方式により、プラネタリウム機器の製造や番組制作について豊富な経験と専門知識を持ち、ハード、ソフト両面についてより高度な提案を行うことができる事業者を募集する。

## 2 本業務の概要

### (1) 件名

（仮称）港区立科学館プラネタリウム機器等製造業務

### (2) 業務内容

（仮称）港区立科学館のプラネタリウム機器の製造・設置、番組制作等

※詳細は別添1「（仮称）港区立科学館プラネタリウム機器等製造業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成32年3月31日まで

### (4) 履行場所

港区指定場所

### (5) 参考事業規模額

331,560,000円程度（消費税8%込み）

※この金額について、以下に留意すること。

- ・契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであること（上記金額を超える見積書の提出は不可）。
- ・機器導入後の保守や機器更新は含まない。

### 3 参加資格

本プロポーザルに応募する者は、以下の要件を満たす（ただし、（9）を除く）こととする。各要件は、参加表明書提出日を基準日とする。

区は、本件プロポーザルの実施期間中及びプロポーザルによる選考後契約締結日までの間において各要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があるものとする。

- （1）直近5年間に国又は地方公共団体等が発注した、プラネタリウム施設（ドーム直径15m以上）に対する、プラネタリウム機器の製造及び設置業務を元請で受注した実績を有する者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加の資格を制限されるものに該当しないこと。
- （3）経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が一不渡りになったとき等。ただし、本区が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- （4）港区競争入札参加資格有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）第2条に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）第3条に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （5）法律行為を行う能力を有しない者でないこと。
- （6）破産者で復権を得ない者でないこと。
- （7）国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- （8）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体でないこと。
- （9）区外事業者の場合は、区内事業者と共同すること。

区内事業者の受注機会拡大を図る観点から、区外事業者が本プロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件とし、区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇するものとする（「一次審査における合計評価点」の5%（小数点以下切り上げ）を一次評価点に加点）。

やむを得ず区外事業者のみで参加する場合は、加点対象とはしないものとする。

## 【共同の方法】

複数事業者による共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な名称を設定の上、代表者を定め、共同事業体を構成する事業者それぞれの「参加表明書」（様式第1号）」に加え、次の書類を提出すること。

- ①共同事業体構成書（様式第2号の1）
- ②共同事業体協定書兼委任状（様式第2号の2）

なお、提出に当たっては、以下に留意すること。

- 共同企業体を構成するすべての事業者が、別に示す参加資格に該当すること
- 代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない
- 虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取り消し、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課すものとする

## 【区内事業者の要件】

- 登記簿上、港区内に本店をおく事業者（港区競争入札参加資格登録の有無は問いません。）
- 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日24港総契第2801号）で定める区内事業者

## 【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申し込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

## 4 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

- (1) 募集要項の配布開始  
平成29年6月23日（金）
- (2) 質問の受付期間  
平成29年6月23日（金）から6月28日（水）午後5時まで
- (3) 質問に対する回答  
平成29年7月3日（月）
- (4) 参加表明書の受付期間  
平成29年6月23日（金）から7月5日（水）午後5時まで
- (5) 参加資格適否通知  
平成29年7月10日（月）

- (6) 企画提案書の受付期間  
平成29年7月10日(月)から7月24日(月)午後5時まで
- (7) 一次審査結果通知  
平成29年8月9日(水)
- (8) 二次審査(プレゼンテーション)  
平成29年9月25日(月)
- (9) 二次審査結果通知  
平成29年9月27日(水)
- (10) 契約締結  
平成29年12月下旬

## 5 参加表明書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(様式第1号)ほか必要書類を別添2「提出書類作成・提出要領」に基づき作成し、受付期間内に持参又は郵送にて提出すること。

持参にて提出する場合は、必ず事前に電話で予約の上、来所すること。また、参加申請書は信書に該当するため、宅配便の利用は禁止とする。

なお、郵送により参加表明書を受領した場合、区担当者から電話にて受取確認の連絡を行うものとする。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 共同事業体構成書(様式第2号)
- ウ 共同事業体協定書兼委任状(様式第2号の2)
- エ 会社概要(様式第3号)
- オ 同種・類似業務実績(様式第4号)
- カ ワーク・ライフ・バランス推進企業であることを証明する書類  
※下記8を参照

### (2) 提出先

港区教育委員会事務局庶務課 教育政策担当

〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25 7階

TEL: 03-3578-2721

FAX: 03-3578-2759

E-mail: minato07@city.minato.tokyo.jp

### (3) 受付期間

平成29年6月23日(金)から7月5日(水)午後5時まで

※持参の場合、平日の午前9時から午後5時まで

※郵送の場合、当日消印有効

### (4) 参加資格適否の通知

参加表明書提出者には、本プロポーザルへの参加の適否について、平成29年7月10日(月)付け文書で通知する。

### (5) 参加辞退

参加資格通知書の受領後、参加資格のある者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までにその旨を電話連絡の上、辞退届(様式第5号)を持参又は郵送にて提出すること。

## 6 質問の受付及び回答

本業務の内容、企画提案書の作成等本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式第6号)に箇条書きで記載し、FAX又は電子メールにて提出の上、電話連絡(土日に送信した場合は、翌週の月曜日)すること。この際、FAX又はメールの件名を「教育政策担当あて・プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

### (1) 提出先

上記5の(2)に同じ。

### (2) 受付期間

平成29年6月23日(金)から6月28日(水)午後5時まで

### (3) 質問への回答

平成29年7月3日(月)に、質問者名を伏せて、港区ホームページの本プロポーザル案件の公表ページに掲載するものとする。

## 7 企画提案書の作成及び提出について

企画提案書は別添2「提出書類作成・提出要領」に基づき作成し、受付期間内に持参にて提出すること。

なお、提案は1案に限るものとする。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書の提出について(様式第7号)

イ 提案概要書(様式第8号)

ウ 工程表(様式第9号)

- エ 業務実施体制表（様式第10号）
- オ 総括責任者及び部門責任者の経歴（様式第11号）
- カ 光学式プラネタリウム提案書（様式第12号）
- キ 全天周デジタル投影装置提案書（様式第12号の2）
- ク 統合操作卓等機器提案書（様式第12号の3）
- ケ 学習番組（特別授業番組）提案書（様式第13号）
- コ 一般番組提案書（様式第13号の2）
- サ 港区オリジナル映像提案書（様式第13号の3）
- シ 番組サンプル映像
- ス 機器保守体制（様式第14号）
- セ 維持管理経費概算書（様式第15号）
- ソ 追加提案一覧（様式第16号）
- タ 見積書（任意書式）

(2) 提出先

上記5の(2)に同じ。

必ず事前に電話で予約の上、来所すること。

(3) 受付期間

平成29年7月10日（月）から7月24日（月）午後5時まで

※平日の午前9時から午後5時まで

## 8 審査について

学識経験者及び区職員で構成する選考委員会において、一次審査（企画提案書）及び二次審査（プレゼンテーション。一次審査通過者のみ）により選考し、契約予定候補者及び契約予定候補者（次点）の合計2者を決定する。

この場合、契約予定候補者（次点）は、契約予定候補者に事故等（辞退届を提出した場合、本実施要項の規定に反する事由が生じた場合）があったときに契約予定候補者に代わるものとする。

審査方法、審査基準等については別添3「審査方法・審査基準」を参照すること。

### **ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について**

企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を一次審査における評価項目とし、一次審査評価点の合計（満点）の5%を合計評価点の内数として配点するものとする。

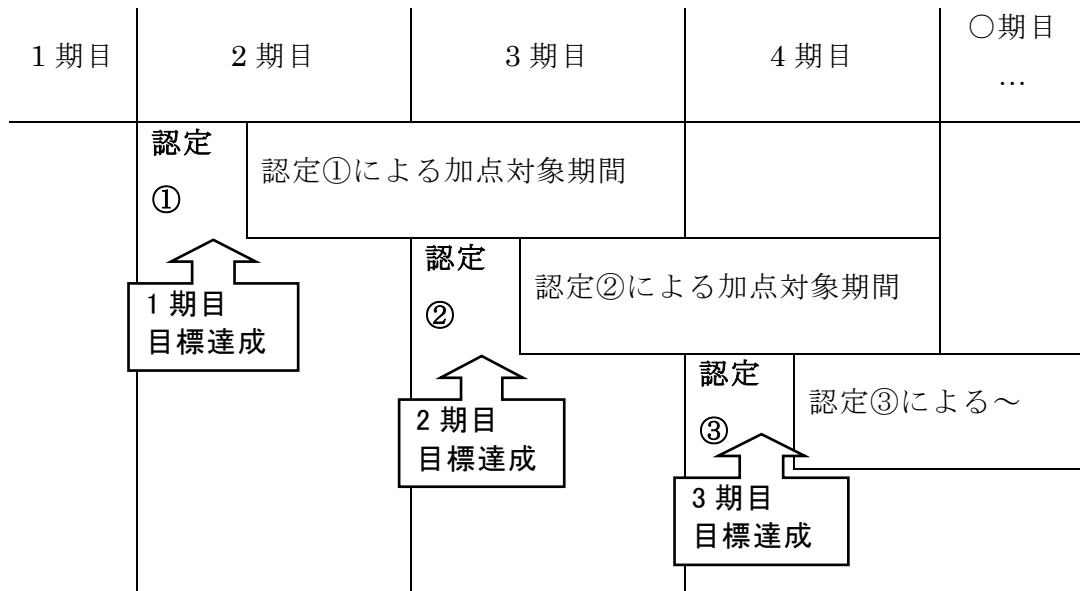
### 【配点方法】

一次審査における各審査項目の評価点合計（満点）が 100 点の場合、「ワーク・ライフ・バランス推進」への配点は 5 点（100 点×5%）

### 【一次審査における加点条件及び提出書類】

加点条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間





## 9 留意事項

### (1) 提出資料の取り扱い

ア 提出された資料は、本件以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、情報公開請求があったとき、その他、区が必要と認めるときは、区はこれを無償で使用できるものとする。

イ 提出された資料の修正、差替え又は返却には一切応じない。

ウ 提出書類の著作権は当該書類を提出した事業者に帰属するものとし、利用権は港区に属するものとする。

### (2) 以下に該当する場合、本プロポーザルへの参加は無効とする

ア 本実施要項の「3 参加資格」に定める要件を満たさないことが判明した場合

イ 本実施要項に定める提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

ウ 提出した書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は適切なマスキングが行われていない場合

エ 提出した書類に、虚偽の内容が記載されている場合

オ 企画提案書の作成等に当たり、第三者の著作権等の権利を侵害する行為が認められる場合

カ 本プロポーザルにおける審査の公平性を侵害する行為が認められ、選考委員会の委員長が当該者を失格と認める場合

キ その他、本プロポーザルへの参加に当たり、著しく信義則に反する行為等が認められる場合

### (3) 以下に該当する場合に限り、本プロポーザルについて、再募集を行うものとする。

ア 募集期間内に本プロポーザルへの参加を希望する者が無い場合及び選考の結果、契約予定候補者（次点を含む。）として選考するものが無かった場合

イ 本プロポーザルへの参加を希望するものが1事業者のみである場合において、選考の結果、当該事業者を契約予定候補者として選考することができないと選考委員会が認めた場合

### (4) 費用の負担

本プロポーザルに係る各種書類の作成・提出に要する費用、プレゼンテーション参加のための一切の費用は、参加者の負担とする。

### (5) 選考結果の公表（予定）

本プロポーザルにおける選考過程の情報及び審査委員の職・氏名については、選考終了後に公表する。事業者名については、二次審査の結果、契約予定候補者に決定した事業者名のみ公表するものとする。

## 10 問合せ先

港区教育委員会事務局庶務課 教育政策担当

〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25 7階

TEL: 03-3578-2721